

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第119号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和28年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条の規定に基づく市町村の廃置分合若しくは市町村の境界変更又は同法第8条第3項の規定に基づき町村を市とする処分（以下「<u>廃置分合等</u>」という。）により<u>市の区域となった区域</u>（当該廃置分合等が行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。）内において、当該廃置分合等が行われた日に法第32条第1項又は第3項の規定による許可を受け、現に存する占有物件（以下「<u>既存占有物件</u>」という。）に係る当該廃置分合等が行われた日の属する年度の翌年度（当該廃置分合等が行われた日が年度の初日である場合にあっては、当該年度）以後の各年度の占有料の額は、当該既存占有物件ごとに第2条又は第3条の規定により算定した占有料の額が、当該各年度の前年度の占有料の額に1.1を乗じて得た額（以下「<u>廃置分合等特例額</u>」という。）を超える場合には、これらの規定にかかわらず、当該廃置分合等特例額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条の規定に基づく市町村の廃置分合又は市町村の境界変更（以下「<u>廃置分合等</u>」という。）により別表占有料の所在地の区分に変更があった区域内において、当該廃置分合等が行われた日に法第32条第1項又は第3項の規定による許可を受け、現に存する占有物件（以下「<u>既存占有物件</u>」という。）に係る当該廃置分合等が行われた日の属する年度（当該廃置分合等が行われた日が年度の初日である場合にあっては、当該年度の前年度。以下「<u>廃置分合等年度</u>」という。）の翌年度以後の各年度の占有料の額は、当該既存占有物件ごとに第2条又は第3条の規定を適用して算定した占有料の額が、当該廃置分合等年度においてこれらの規定を適用して算定したとした場合の占有料の額に当該廃置分合等年度の翌年度から当該各年度までの年度の数で1.2を累乗して得た数を乗じて得た額（以下「<u>廃置分合等特例額</u>」という。）を超える場合には、これらの規定にかかわらず、当該廃置分合等特例額とする。</p>																														
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																														
<table border="1"><thead><tr><th rowspan="3">占有物件</th><th colspan="3">占有料</th></tr><tr><th rowspan="2">単 位</th><th colspan="2">所在地</th></tr><tr><th>市</th><th>町 村</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	占有物件	占有料			単 位	所在地		市	町 村					<table border="1"><thead><tr><th rowspan="3">占有物件</th><th colspan="4">占有料</th></tr><tr><th rowspan="2">単 位</th><th colspan="3">所在地</th></tr><tr><th>第1級</th><th>第2級</th><th>第3級</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>地</td><td>地</td><td>地</td><td></td></tr></tbody></table>	占有物件	占有料				単 位	所在地			第1級	第2級	第3級		地	地	地	
占有物件		占有料																													
		単 位	所在地																												
	市		町 村																												
占有物件	占有料																														
	単 位	所在地																													
		第1級	第2級	第3級																											
	地	地	地																												

法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	[略]	<u>560</u>	<u>460</u>
	第2種電柱		<u>860</u>	<u>700</u>
	第3種電柱		<u>1,200</u>	<u>950</u>
	第1種電話柱		<u>500</u>	<u>410</u>
	第2種電話柱		<u>800</u>	<u>650</u>
	第3種電話柱		<u>1,100</u>	<u>900</u>
	その他の柱類		<u>50</u>	<u>41</u>
	共架電線その他上空に設 ける線類	[略]	<u>5</u>	<u>4</u>
	地下に設ける電線その他 の線類		<u>3</u>	<u>2</u>
	路上に設ける変圧器	[略]	<u>490</u>	<u>400</u>
	地下に設ける変圧器	[略]	<u>300</u>	<u>250</u>
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	[略]	<u>1,000</u>	<u>820</u>
	郵便差出箱及び信書便差 出箱		<u>420</u>	<u>340</u>
	広告塔	[略]	<u>2,000</u>	<u>990</u>
その他のもの	[略]	<u>1,000</u>	<u>820</u>	
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満 のもの	[略]	<u>21</u>	<u>17</u>
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>30</u>	<u>25</u>
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>45</u>	<u>37</u>
	外径が0.15メートル以上		<u>60</u>	<u>49</u>

法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	[略]	<u>410</u>	<u>390</u>	<u>380</u>
	第2種電柱		<u>630</u>	<u>590</u>	<u>590</u>
	第3種電柱		<u>850</u>	<u>800</u>	<u>790</u>
	第1種電話柱		<u>370</u>	<u>340</u>	<u>340</u>
	第2種電話柱		<u>590</u>	<u>550</u>	<u>540</u>
	第3種電話柱		<u>810</u>	<u>760</u>	<u>750</u>
	その他の柱類		<u>37</u>	<u>34</u>	<u>34</u>
	共架電線その他上空に設 ける線類	[略]	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
	地下に設ける電線その他 の線類		<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
	路上に設ける変圧器	[略]	<u>360</u>	<u>340</u>	<u>330</u>
	地下に設ける変圧器	[略]	<u>220</u>	<u>210</u>	<u>200</u>
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	[略]	<u>730</u>	<u>690</u>	<u>680</u>
	郵便差出箱及び信書便差 出箱		<u>310</u>	<u>290</u>	<u>290</u>
	広告塔	[略]	<u>2,400</u>	<u>1,200</u>	<u>830</u>
その他のもの	[略]	<u>730</u>	<u>690</u>	<u>680</u>	
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満 のもの	[略]	<u>15</u>	<u>14</u>	<u>14</u>
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>22</u>	<u>21</u>	<u>20</u>
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>33</u>	<u>31</u>	<u>31</u>
	外径が0.15メートル以上		<u>44</u>	<u>41</u>	<u>41</u>

	0.2メートル未満のもの			
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>90</u>	<u>74</u>
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>120</u>	<u>98</u>
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>210</u>	<u>170</u>
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		<u>300</u>	<u>250</u>
	外径が1メートル以上の もの		<u>600</u>	<u>490</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		[略]	<u>1,000</u>	<u>820</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	[略]	[略]	[略]
	上空に設ける通路		<u>1,000</u>	<u>490</u>
	地下に設ける通路		<u>610</u>	<u>300</u>
	その他のもの		<u>1,000</u>	<u>820</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>20</u>	<u>10</u>
	その他のもの	[略]	<u>200</u>	<u>99</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号）	看板（アーチであるものを除く。）	[略]	<u>200</u>	<u>99</u>
	その他のもの	[略]	<u>2,000</u>	<u>990</u>

	0.2メートル未満のもの				
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>66</u>	<u>62</u>	<u>61</u>
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>88</u>	<u>83</u>	<u>82</u>
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>150</u>	<u>140</u>	<u>140</u>
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		<u>220</u>	<u>210</u>	<u>200</u>
	外径が1メートル以上の もの		<u>440</u>	<u>410</u>	<u>410</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		[略]	<u>730</u>	<u>690</u>	<u>680</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	[略]	[略]	[略]	[略]
	上空に設ける通路		<u>1,200</u>	<u>580</u>	<u>410</u>
	地下に設ける通路		<u>720</u>	<u>350</u>	<u>250</u>
	その他のもの		<u>730</u>	<u>690</u>	<u>680</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>24</u>	<u>12</u>	<u>8</u>
	その他のもの	[略]	<u>240</u>	<u>120</u>	<u>83</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号）	看板（アーチであるものを除く。）	[略]	<u>240</u>	<u>120</u>	<u>83</u>
	その他のもの	[略]	<u>2,400</u>	<u>1,200</u>	<u>830</u>

号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	標識		[略]	<u>800</u>	<u>650</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>20</u>	<u>10</u>
		その他のもの	[略]	<u>200</u>	<u>99</u>
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>20</u>	<u>10</u>
		その他のもの	[略]	<u>200</u>	<u>99</u>
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>2,000</u>	<u>990</u>
その他のもの			<u>1,000</u>	<u>490</u>	
政令第7条第2号に掲げる工作物		[略]	<u>1,000</u>	<u>820</u>	
[略]			[略]		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		[略]	<u>200</u>	<u>99</u>	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>100</u>	<u>82</u>	
政令第7条第8号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	[略]	<u>Aに0.016を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.02を乗じて得た額</u>	

号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	標識		[略]	<u>590</u>	<u>550</u>	<u>540</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>24</u>	<u>12</u>	<u>8</u>
		その他のもの	[略]	<u>240</u>	<u>120</u>	<u>83</u>
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>24</u>	<u>12</u>	<u>8</u>
		その他のもの	[略]	<u>240</u>	<u>120</u>	<u>83</u>
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>2,400</u>	<u>1,200</u>	<u>830</u>
その他のもの			<u>1,200</u>	<u>580</u>	<u>410</u>	
政令第7条第2号に掲げる工作物		[略]	<u>730</u>	<u>690</u>	<u>680</u>	
[略]			[略]			
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		[略]	<u>240</u>	<u>120</u>	<u>83</u>	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>73</u>	<u>69</u>	<u>68</u>	
政令第7条第8号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	[略]	<u>Aに0.016を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.017を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.02を乗じて得た額</u>	

施設			
	[略]	[略]	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	$\frac{A}{0.016}$ を乗じて得た額	$A \times 0.02$ を乗じて得た額
	その他のもの	$\frac{A}{0.011}$ を乗じて得た額	$A \times 0.014$ を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	$\frac{A}{0.016}$ を乗じて得た額	$A \times 0.02$ を乗じて得た額
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考1 [略]

2 所在地とは、占有物件の所在地をいい、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。

施設		て得た額	て得た額	得た額
	[略]	[略]		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	$\frac{A}{0.016}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{0.017}$ を乗じて得た額	$A \times 0.02$ を乗じて得た額
	その他のもの	$\frac{A}{0.011}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{0.012}$ を乗じて得た額	$A \times 0.014$ を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	$\frac{A}{0.016}$ を乗じて得た額	$\frac{A}{0.017}$ を乗じて得た額	$A \times 0.02$ を乗じて得た額
	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考1 [略]

2 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。

(1) 第1級地 盛岡市及び紫波郡矢巾町の区域をいう。

(2) 第2級地 北上市、奥州市及び滝沢市の区域をいう。

(3) 第3級地 第1級地及び第2級地以外の市町村の区域をい

3～10 [略]

う。
3～10 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けて現に存する占用物件（以下「既存占用物件」という。）に係る平成27年度以後の各年度の占用料の額は、当該既存占用物件ごとにこの条例による改正後の道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条又は第3条の規定を適用して算定した占用料の額が、この条例による改正前の道路占用料徴収条例第2条又は第3条の規定を適用して算定したとした場合の占用料の額に平成27年度から当該各年度までの年度の数で1.2を累乗して得た数を乗じて得た額（以下「経過措置額」という。）を超える場合には、改正後の条例第2条又は第3条の規定にかかわらず、当該経過措置額とする。